

「スマホ法」って、そもそも何？

- 今年12月18日に施行予定の新しい法律
- 正式名称は「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」
(略称「スマホソフトウェア競争促進法」 = 「スマホ新法」 or 「スマホ法」)
- スマホの「モバイルOS」「アプリストア」「ブラウザ」「検索エンジン」に関する新たなルールを設定
- 規制対象事業者は、各ソフトウェアの月間平均利用者数が4000万人以上の事業者（指定事業者）
- 様々な事業者のみなさまの声を聞きながら、7年ほど前から検討してきたもの



「スマホ法」で何か変わるの？

➤ 例えば、

- 安全・安心で新しいアプリストアの登場など**決済手段の多様化**
- 映画等のイベントやウェブサイト等の**アプリ外での商品提供の拡大**
- **OS機能**（通信機能、音声入力機能等）の**利用可能性の向上**
- スマホやアプリの切替え時における**データ移転の円滑化**
- ユーザーによる**ブラウザや検索サービスの選択の促進**



などの「変化」が見込まれる

もう少し詳しく見てみると①

アプリに関する規制

- アプリの審査や規約の設定等において、アプリ事業者に対して、不公正な取扱いをすることを禁止（**スマホ法 6 条**）

アプリの不当なバン

審査の不当な長期化

ストアのランキングにおける自社アプリの優先取扱い

不当な返金要求

アプリストアに関する規制

- サードパーティー事業者によるアプリストアの提供、スマホユーザーによるサードパーティーストアの利用を妨げる行為を禁止（**スマホ法 7 条 1 号**）

⇒アプリストアの新規参入を促進し、アプリストアに係る競争を促進

【金銭的負担】 アプリストアを提供する事業者に対し、アプリに課されるOSの利用手数料の算定基礎を拡大するなどして、アプリストアの提供が困難となる蓋然性が高い利用手数料を課す

違反を未然に防止するため、手数料が合理的な水準であることをアプリ事業者等に対して説明することが望ましい

アプリ内課金に関する規制

- アプリ事業者がサードパーティーのアプリ内課金システムを利用すること、ユーザーが指定事業者のアプリ内課金システムを利用せずに支払いをすることができるようにすることを妨げる行為を禁止（**スマホ法 8 条 1 号**）

⇒アプリ内課金に関して、アプリ事業者による多様なサービスの提供を通じ、アプリに係る競争を促進

【事実上の制限】 サードパーティーのアプリ内課金システムの利用に関して申請を求める場合に、アプリ事業者から適格な申請を受理し、その申請に対する審査に要する合理的な期間が経過したにもかかわらず、申請に対する十分な応答をしない

もう少し詳しく見てみると②

ウェブ課金に関する規制

- ウェブ課金に関する情報（価格のほか、セール、特典などの販売促進のための情報）をアプリ内に表示させない
- ウェブに遷移するリンクをアプリ内に設置させない

など、アプリ事業者がウェブページを通じてアプリで利用する商品等を提供することを妨げる行為を禁止（**スマホ法8条2号**）

⇒ウェブにおける取引や決済に関するアプリ事業者による多様なサービスの提供を通じ、アプリに係る競争を促進

※「妨げる」とは・・・情報の表示やリンクアウトを利用規約上は禁止しない一方で、①合理的でない技術的制約や契約上の条件を課す、②過度な金銭的負担を課す、③スマホのユーザーに対してウェブを利用しないように誘導するなどによって、ウェブページを通じた商品等の提供を実質的に困難にさせる蓋然性の高い行為を含む。

【技術的制約】

アプリ事業者に対し、ウェブを通じて提供するデジタルコンテンツの価格、値引額、値引率を含むセールや特典情報等の表示や、リンクの設置を、アプリ内で行うためのAPI、テンプレート等のアプリ開発環境を提供しない

【契約上の条件】

リンクアウトの遷移先について、合理的な理由なく、その数を制限する

リンク先のウェブページとして決済を行うためのウェブページを設定することを許容しない

【金銭的負担】

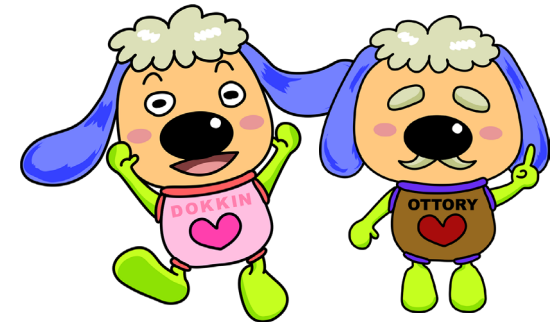
アプリ事業者に対し、ウェブにおける商品等の提供を行うことが困難となる蓋然性が高い手数料等の金銭的負担を課す

【ユーザーの誘導】

OSやアプリストアを提供する立場から、ユーザーがリンクアウトを利用しようとする場合に、リンクアウトに係るボタンや文字等の表示について視認性を悪化させる処理を行うなど、ユーザーがリンクアウトを利用しにくくする

「スマホ法」って、みんなのためになるの？

- 「競争の促進・選択肢の増加」と「安全・安心」の両立
- 様々な関係事業者との**対話**を通じた法運用
- **排除措置命令**や**課徴金納付命令**による実効性確保
- 海外当局との**国際連携**



関係事業者との対話を通じた法運用

(施行に向けたスケジュール)

2025年3月

規制対象事業者の指定

2025年7月

指針等の成案公表

1 1 1 の想定例を含む指針等の成案

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/jul/250729_smartphone.html

2025年10月目途

相談窓口の開設

スマホソフトウェア競争促進法に関する情報募集

https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/smartphone_software.html

公正取引委員会では、スマホソフトウェア競争促進法に係るガイドラインの策定等の施行準備や施行後の法運用を実効的なものとするため、特定ソフトウェアを提供する事業者とアプリ事業者等との取引実態や、同法を契機とした今後の新たなサービスの提供等に向けた構想、当委員会の本法の運用に対する御意見等を把握するため、情報を広く募集しています。

2025年12月18日

スマホ法全面施行



スマホ法違反に関する公正取引委員会への報告

第十五条 何人も、この法律の規定に違反する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 指定事業者は、前項の規定による報告及び求めをした者に対し、当該報告及び求めをしたことを理由として、特定ソフトウェアの利用の拒絶その他の不利益な取扱いをしてはならない。